(コンプライアンス推進責任者)

- 第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)が設置する秋田工業高等専門学校(以下「本校」という。)における公的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、本校の校長をもって充てる。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者(機構総務担当理事)の指示の下、次の 各号に掲げる業務を行わなければならない。
  - (1) 自己の管理監督又は指導する学校における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告書を提出する。
  - (2) 不正使用の防止を図るため、教職員等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
  - (3) 教職員等が適切に公的研究費等の管理,執行等を行っているか等をモニタリングし,必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進副責任者)

- 第2条 コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保するため、責任を統括する役割 を担った上で、系等(事務部を含む。)の組織レベルで副責任者を任命するものとし、副責任 者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、業務を行うものとする。
- 2 コンプライアンス推進副責任者は次の職名にある者をもって充てる。
  - (1)機械系長
  - (2) 電気・電子・情報系長
  - (3)物質・生物系長
  - (4) 土木・建築系長
  - (5)人文科学系一般教科長
  - (6) 自然科学系一般教科長
  - (7) 専攻科長
  - (8) 地域共同テクノセンター長
  - (9)情報処理センター長
  - (10) 技術教育支援センター長
  - (11) 図書館長
  - (12) 事務部長

附則

この要領は、平成27年3月17日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。